

# 農地や農業について

## 伊勢原市農業委員会・農業振興課との話し合い報告

1 日時 2025年 10月16日14時~15時15分

2 場所 伊勢原市役所

3 参加者 農業委員会 1名  
農業振興課 1名  
市民団体 4名

### 4 内容

Q 中間管理機構についてはどのような働きをしているのか？県全体（横浜、川崎、相模原、横須賀など政令市も含む）の農地の貸し借りに関する膨大な作業をできるのか？

A 農地を借りるなどに関しては、伊勢原市に関しては、農業委員会が相談窓口となって貸し手と借り手の双方から書類の提出してもらい、神奈川県農業会議（農地中間管理機構）にもっていき形が主な流れだ。

その後神奈川県が認可の公告を行うことで、貸借が成立する。（農地中間管理機構も、貸し借りの調整を全く行っていない訳ではない）。

その際に地主さんの意向が重視されるのは当然だ。地主さんを無視して話ができない。

借りる側の新規就農者に関しては、農業アカデミーでの1年の学習、あるいは、認定農業者での1年の研修などの技術習得の要件を達成することが必要だ。また、どのくらい作業ができるのか？今までの実績などを見て、マッチングしていく。

市としては口約束などで農地を貸すなど認めていない。

Q 農地の売買はどうか？

A 農地の売買に関しては、農業委員会の総会の議決による許可が必要で、買う側（農家資格あり）と売る側の合意の上で許可申請を行い、農業委員会の議決がある。その上で、不動産業者などを介して取引される場合が多い。（農地中間管理機構でも「農地売買等事業」を行っている場合もある）

参考に農地中間管理機構の URL を貼り付けます。

<https://www.k-nk.or.jp/management.html> （機構を利用した農地の貸借）

<https://www.k-nk.or.jp/trade.htm> （機構による農地売買等事業）

Q 農地を借りるのは農家資格を持つ者以外にはあるのか？

A 一般法人（例えば、株式会社や有限会社）も、要件を満たせば農地を借りることはできる、ただし、不適切な状態があれば使用停止の条件付があり、農業に関わる人員の確保、耕作時間などの条件があり、耕作や農作業をきちんとしなければならない。

Q 現在、大企業や外資などが日本の農地を取得しようとしているという話を聞くが、そういう話はあるのか？

A 伊勢原に関して、市役所ではそういう話は聞かない、外資でも大企業でも、具体的な企業名などは出ない。小さい建築会社などで仕事がない時に農作業をしたいという話は聞く。

Q 農地の集約について

A これは、地権者の意向を無視してはできない。土地は、先祖からの愛着、水、肥沃さ、日当たり、交通や機

械が入りやすいかなど様々な条件があり、交換に関しては様々な条件が出てくると思われる。

Q スマート農業推進の話が農林水産省等から出ている。スマート農業で、ドローンで農薬配布などすると、近隣で無農薬で農業する人間に影響があるが、市側で規制するのか？

A 個人の農地に関して、所有者や借りている人の農薬の散布に関しては、法定の基準内であれば、市役所からは言えない。農家同士の意見の違いには対応できない。無農薬農家で、雑草が多く、逆に周囲の農家から反感を買う場合もある。その際は雑草を切るように助言することがあるかもしれない。

(市民側から、農薬散布の農地と接する無農薬農地は例えば接する1mの範囲は耕作しないなどの対応をしている例がある話が出た。その分は、無駄な土地にはなるがと。)

Q 市外の法人が参入し、ライスセンターを設立しようとしているという話を聞いたことがあるが、そういった情報はるか？

A 特にない。市外の法人から、精米所やライスセンターを作るなどの話は、伊勢原市農業委員会や農業振興課には入っていない。市内の農家からは、ライスセンターのように脱穀等を共同でしていきたいという声はあがっている。比々多地区の串橋では、農家が共同で、脱穀などをするライスセンターがある。

Q 地域計画の目標地図とはどのようなもので、どう進んでいるのか？自作地以外の農地を位置付けられた農業者は、そこでの農業活動を強制されるのか？

A (大田地区の現状の目標地図を見せていただく。)

目標地図は、農地一筆ごとの将来の担い手を位置付けていくもの。これまでに100戸程の農家へ意向調査をしたが、まだこの地区だけでも、見ての通りかなりの未調査の農地がある。これを完成させるにもまだ数年かかりそうだ。地域計画は、耕作放棄地が増加しないように農業使用を安定させるもので、農業者それぞれの意向確認や地域の関係者との協議等を通じて農地の将来利用を定めるものなので、一方的に農業者を位置付けて栽培などを強制するなどのことは当然考えていない。

Q 農地の一番の問題は、後継者がいないことだと痛感した。後継者を育てて、後継者の農家が生活できることが大切で、そのための政策が必要だ。

それに加えて、一般市民で、農家資格のない人間の遊休農地の農作業を進める政策がほしい。例えば、市民農園は狭いと思い、1アール程度でも農作業したい人もいると思う。秦野では、市民が狭い農地から広い農地にステップアップしていく制度・政策があると聞いている。伊勢原市内に限らず、近隣住民で農作業したい人と遊休農地を結び付ける活動を市に期待したい。